

鳥取県告示第517号

平成18年鳥取県告示第230号（農業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。

平成20年7月18日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和37年鳥取県規則第2号）第4条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-------------------|--|---|--|-------------------|--|---|--|
| 農業近代化資金の種類 | 利子補給率 | | | 農業近代化資金の種類 | 利子補給率 | | |
| | 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | | 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 |
| (1) 規則別表第1号に掲げる資金 | 略 | 略 | 年0.5パーセント | (1) 規則別表第1号に掲げる資金 | 略 | 略 | 年0.45パーセント |
| (2) 規則別表第2号に掲げる資金 | 略 | 略 | 年0.5パーセント | (2) 規則別表第2号に掲げる資金 | 略 | 略 | 年0.45パーセント |
| (3) 規則別表第3号に掲げる資金 | 略 | 略 | 年0.5パーセント | (3) 規則別表第3号に掲げる資金 | 略 | 略 | 年0.45パーセント |
| (4) 規則別表第4号に掲げる資金 | 略 | 略 | 年0.5パーセント | (4) 規則別表第4号に掲げる資金 | 略 | 略 | 年0.45パーセント |
| 略 | | | | 略 | | | |
| (7) 規則別表第7号に掲げる資金 | | 略 | 年0.5パーセント | (7) 規則別表第7号に掲げる資金 | | 略 | 年0.45パーセント |
| (8) 規則別表第8号に掲げる資金 | 略 | 略 | 年0.5パーセント | (8) 規則別表第8号に掲げる資金 | 略 | 略 | 年0.45パーセント |